

2017 長野県ダートトライアル 競技一般規則書

公 示

本大会は J A F 公認のもとに、F I A の国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟 (J A F) の国内競技規則に従い、かつ長野県ダートトライアル競技一般規則書、各競技会特別規則書によって開催される。

総 則

本一般規則書は長野県の J A F 登録クラブ主催のダートトライアル競技会に有効であり、本規則書に記載されない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は各競技会の特別規則書に記載する。特別規則書に記載された内容はその示す範囲において本一般規則書に優先する。

第 1 条 競技会の名称 ……特別規則書に記載する。

第 2 条 競技種目 …… 特別規則書に記載する。

第 3 条 オーガナイザー … 特別規則書に記載する。

第 4 条 大会役員 …… 特別規則書に記載する。

第 5 条 競技役員 …… 特別規則書に記載する。

第 6 条 開催場所 …… 特別規則書に記載する。

第 7 条 開催日時 …… 特別規則書に記載する。

第 8 条 参加料

(1) 1 戦 11,000 円

(但し、J M R C に未加入の場合プラス 2,000 円)

参加受付時に各地区が発行する JMRC 加入証明書(スポーツ保険))等を掲示すること。

(2) クロズド 1 (ライセンス保持者) 9,000 円

(受け付け締切日以降 10,000 円) (但し、J M R C に未加入の場合プラス 2,000 円、当日 J M R C 関東の管理するスポーツ保険に加入するために使用)

(3) クロズド 2 (ライセンス取得希望者) 5,000 円(保険料含む)

第 9 条 賞典

(1) 各競技会賞典

各競技会特別規則書に記載する。

(2) シリーズ賞典 …①シリーズ表彰

クロズドを除く各クラス 6 位までを原則とする。

② 同ポイント優先順位

(1) 上位入賞回数の多い者 (2) 抽選

③ シリーズポイント … 5 戦の合計得点

(但し、シリーズ戦入賞資格者となる為には、3 戦以上の出場を有すること。)

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位	出走
得点	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1

④ 長野県ダートトライアルチャンピオンシリーズ各クラス 6 位まで J M R C 関東長野県支部のシードゼッケンを与える。

⑤ 長野県ダートトライアルチャンピオンシリーズ各クラス上位の選手は、関東ダートトライアルフェスティバル (2017 年 12 月 10 日開催) の参加の推薦及び参加料の一部を補助する予定。

第 10 条 公式通知

特別規則書に記載されない競技運営に関する実施細則および参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。

公式通知に記載の内容はその示す範囲においてすでに示されたすべての指示に優先する。

第 11 条 参加車両

(1) 当年度 J A F 国内競技車両規定に従うこと。

(2) 登録ナンバーを有しない SAX、SC 車両及び D 車両は積載し運搬すること。

(3) 安全ベルト及びヘルメット、グローブを装備・装着しなければならない。

(4) スパイクタイヤは禁止する。

(5) 上記の事項及びその他の安全事項は JAF の定める安全規定を満足していること。

(6) 過給装置付エンジンは、もとの排気量の 1.7 倍したものを気筒容積別クラスとする。

(7) SC、D 車両については、エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについて自由であるが、触媒装置を装着しなければならない。

第 12 条 部門及びクラス

部門参加車両は J A F 国内競技車両規定 (AE、PN、N、B、SA、SAX、S C、D) に基づき気筒容量でクラス区分する。

(クロズドを除く)

・ クラス 1. N1500 & PN1 の 2 輪駆動の車両

・ クラス 2 気筒容積 2,500cc 以下の車両

・ クラス 3 気筒容量 2,500cc 超える車両

・ クロズド 車両を問わない。

第 13 条 参加資格

(1) 公安委員会発行の普通免許以上を所有していること。

また、20 才未満の参加者は親権者の承認を必要とすること。

(2) J A F の当年度国内競技運転者許可証の B 以上を所有していること。

(3) 同一車両の重複参加を認める。

(4) ひとつの競技会に同一運転者は 1 クラスしか参加できない。

第 14 条 参加申し込み

(1) 参加申し込み

所定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、事務局へ直接、あるいは現金書留にて郵送して提出しなければならない。

(2) 参加申し込み締切日

全競技とも競技開催日より 4 日前の水曜日必着にて所定の用紙に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、参加料を添えて申し込みなければならない。その後の参加申し込みには一切受付をしない。

① 受理できない時は電話、その他で連絡を行う。

② 参加台数 …… 特別規則書による。

③ 参加申し込み先 … 特別規則書による。

第 15 条 参加料の返還

第 14 条の(2)の②あるいは、第 17 条の(1)に該当する場合の他は参加料の返還はされない。

第 16 条 参加申込書の記載事項の変更

参加申込書の記載事項を変更する場合は、競技開始 1 時間前にエントリー名にて文書で大会事務局まで提出しなければならない。

第 17 条 競技会の延長、中止、打ち切

(1) 不可抗力などのため、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の延期、中止あるいはコースの変更ができる。中止になった場合は、参加者に参加料が返還される。

(2) 競技途中で、競技続行が危険とみなされた場合、あるいは不可能となった場合は、競技会審査委員会の決定で競技を打ち切ることがある。但し、その場合全出場者が 1 回以上トライアルを終了している場合は、競技が成立したものとす。

第 18 条 公式車両検査

(1) 参加者は参加確認後、所定の車両検査を受けること。

(2) 車両検査を受けない車両及び検査結果不適当と判定された車両は、競技を行うことができない。

(3) 技術委員長は安全性について不適当と判定した箇所は、修正を命ずることができる。

(4) 公式車両検査後の修理、修正は技術委員長の承認を必要とする。

(5) 競技終了後上位入賞者は、再車検を行う場合がある。なお、検査にか

かった費用は参加者の負担とする。

- (6)AE、PN、N、B、SA、SAX、SC 車両での参加者は、自車両の適合性を証明しようとする場合、その車両の公認書、または詳細な仕様書、カタログ等を技術委員長に提示しなければならない。なお、車両検査を拒否した場合、その競技運転者はその競技会を失格とする。

第 19 条 ゼッケン

(1)参加車両は、公式車両検査までに、シードゼッケンを除きオーガナイザーが指示したゼッケンを、また、大会スポンサーのステッカー等を所定の箇所にはらなければならない。

(2)ゼッケンは、各シードゼッケンを除きオーガナイザーの選考により決定する。

第 20 条 慣熟歩行

慣熟歩行は、車両検査を終了した選手からオーガナイザーの特別規則書に記載される慣熟歩行終了時間まで行える。

第 21 条 競技

- (1)スタートは原則として、ゼッケン順に行い、又スタート方式はランニングスタートとする。
- (2)スタート合図後 30 秒以内にスタートしない場合当該ヒートは無効とする。
- (3)スタート合図後 5 分を経過してもフィニッシュしない競技者の当該ヒートは無効とする。
- (4)パイロンタッチは 1 ヶ所につき 5 秒加算される。(パイロンの位置が変わった時。)
- (5)ミスコースの場合当該ヒートは無効とする。
- (6)フィニッシュライン通過後速やかに減速し徐行にてコース外に出ること、徐行なき場合は、走行タイムに 10 秒を加算する。
- (7)スタート審判委員によって反則スタートと判定された場合は、走行タイムに 10 秒を加算する。
- (8)コース委員の判定によるペナルティ及び計時装置に対する一切の抗議を受付けない。
- (9)コース、スタート順位に対する抗議は、一切受付けない。
- (10)競技車の前輪がゴールラインを通過した時、当該競技は終了する。
- (11)信号旗

①**スタート旗 (国旗またはクラブ旗を用いる)**

競技スタートの信号

②**黄旗** … 真横または真上に静止して提示

パイロン移動、転倒

③**黒旗** … ミスコース

④**赤旗** … 危険あり、直ちに停止せよ

⑤**緑旗** … コースクリアー

第 22 条 計時及び記録

- (1)基本的にはゼッケン順より 1 台ずつ走行し、スタートからフィニッシュまでの走行タイムを計測し、最短タイムで走行した車両を上位とする。
- (2)競技は原則として 1 台につき 2 回走行を行い、どちらか一方のベストタイムを有効とする。尚、競技会特別規則書により、順位判定基準・出走回数等を変更することがある。
- (3)他の車両と同タイムの場合
- ①もう一方の走行タイムの良い車両
- ②排気量の少ない車両
- ③競技会審査委員会の決定による
- (4)計測は 1/100 秒まで行う。計測は、自動計測装置を使用する。万が一自動計測装置の故障等が発生した場合に限り、2 個の以上のストップウォッチで計測した平均タイムを成績とする。

第 23 条 損害の補償

オーガナイザー及び競技委員は競技中の事故及び物件破損などの賠償責任は一切負わない。すべての責任は参加者が負うものとする。

第 24 条 抗議

- (1)参加者は自分が不当に処遇されていると判断した時は、これに対して抗議する権利を有する。但し、本規則に規定された出場拒否、または審判委員の判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- (2)抗議は文書によって示し、抗議料として 1 件 20,900 円を添えて競技長に文書をもって提出しなければならない。
- (3)抗議は競技会審査委員会によって審査され、裁決結果は関係者のみ口頭をもって通告される。
- (4)競技中の過失または反則に対する抗議は、参加者がフィニッシュ後 30 分以内にされなくてはならない。
- (5)成績に関する抗議は暫定成績発表後 30 分以内にされなくてはならない。
- (6)技術委員の判定に関してはその直後にされること。

第 25 条 権限の委譲

競技大会においては一部の競技役員は競技長及び技術コース計時の各委員長の役務と権限の委譲を受けることができる。

JMRC 関東 長野県支部ダートトライアル部会

2017 年シードゼッケン

前年度表彰対象者に次のとおりシードゼッケンを与える。なお、シードゼッケンは部会で作成したものと及び各自わかりやすく作成したものを持参すること。

C11 高山ゆーぢ

C21 足立 正明

C22 佐藤 善範

C23 角谷 巖

C24 西村 剛

C25 峯岸 伸也

C26 堤 岳志

C31 薩本 陶

C32 佐藤 哲巳

C33 中島 伸一

C34 柳沢 直美

C35 水落 晋

C36 安齊 修

★ 2017 年 長野県ダートトライアル チャンピオンシリーズ

第 1 戦 5 月 28 日 2017 はと車ダートトライアル

開催場所 モーターランド野沢

連絡先 〒389-2603 長野県下高井郡野沢温泉村前坂 8101 宮崎秀樹

TEL 0269-85-3330 FAX 0269-85-3330

第 2 戦 6 月 25 日 第 26 回北斎ダートトライアル 2017

開催場所 モーターランド野沢

連絡先 〒382-0041 長野県須坂市米持 475-1 𠵼イ内 佐藤範之

TEL 026-247-8336 FAX 026-247-8337

第 4 戦 8 月 20 日 ロードナイトダートトライアル

開催場所 モーターランド野沢

連絡先 〒399-0007 長野県松本市石芝 3-4-17 宮入忠

TEL 090-3108-9293 FAX 0263-26-2545

第 3 戦 9 月 17 日 2017 水芭蕉ダートトライアル

開催場所 モーターランド野沢

連絡先 〒380-0928 長野県長野市若里 7-2-3 内川清友

TEL 026-226-8751 FAX 026-226-2963

第 5 戦 10 月 15 日 野沢ダートトライアル

開催場所 モーターランド野沢

連絡先 〒399-0007 長野県松本市石芝 3-4-17 宮入忠

TEL 090-3108-9293 FAX 0263-26-2545